

・ 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 14 日 浜松市条例第 80 号)【抜粋】

(指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第 3 条 (略)

2 法第 47 条第 1 項第 1 号並びに法第 81 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。

・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第三十八号)【抜粋】

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(略)

十八の二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成 11 年 7 月 29 日老企発第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)【抜粋】

第 2 の 3(7) 指定居宅介護支援の基本的取扱方針及び具体的方針

⑱居宅サービス計画の届出(第 18 号の 2)

訪問介護(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の 1 訪問介護費の注 3 に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。以下この⑱において同じ。)の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第 13 条第 18 号の 2 は、一定回数(基準第 13 条第 18 号の 2 により厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。)以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更(⑳における軽微な変更を除く。)した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとする。

なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。

なお、基準第 13 条第 18 号の 2 については、平成 30 年 10 月 1 日より施行されるため同年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 19 号)

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表【抜粋】

1 訪問介護費

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 181 単位

(2) 所要時間 45 分以上の場合 223 単位

注 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)【抜粋】

第 2 の 2 (6)「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注 3 において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。